

2024年5月15日

「国における2025年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する陳情書

住 所 千葉市中央区中央 4-13-10 千葉県教育会館

団 体 名 子どもたちの豊かな育ちと学びを支援する教育関係団体千葉県連絡会

千葉県市町村教育委員会連絡協議会

千葉県都市教育長協議会

千葉県町村教育長協議会

千葉県PTA連絡協議会

千葉県小学校長会

千葉県中学校長会

千葉県公立学校教頭会

千葉県養護教諭会

千葉県学校事務研究協議会

千葉県学校栄養士会

千葉県高等学校長協会

千葉県特別支援学校長会

千葉県高等学校教頭・副校長協会

千葉県特別支援学校副校長・教頭会

千葉県退職校長会

千葉県公立学校事務長会

千葉県公立高等学校事務職員会

千葉県高等学校PTA連合会 千葉県退職教職員の会

千葉県退職女性教職員の会 千葉県教職員組合

会 長 田中 弘毅

習志野市議会議長

佐々木 秀一 様



【陳情事項】

2025 年度予算編成にあたり、憲法・子どもの権利条約の精神を生かし、子どもたちによりよい教育を保障するために、「国における 2025 年度教育予算拡充に関する意見書」を貴議会において採択していただき、政府及び関係行政官庁あてに意見書をご提出いただきたくお願い申し上げます。

【陳情理由】

貴議会におかれましては、日ごろから学校教育への深いご理解とご配慮をいただき深く感謝申し上げます。

さて、教育は日本の未来を担う子どもたちを心豊かに育てる使命を負っております。しかしながら、社会の変化とともに子どもたち一人ひとりを取りまく環境も変化して、教育諸課題や子どもの安全確保等の課題が山積しています。また、各地で地震や豪雨、台風などの大規模災害が立て続けに発生しました。災害からの復興は未だ厳しい状況の中にあるといわざるをえません。子どもたちの健全育成をめざし豊かな教育を実現させるためには、子どもたちの教育環境の整備を一層すすめる必要があります。

そこで、以下の項目を中心に、2025 年度にむけての予算の充実をはたらきかけていただきたいと考えます。

- ・災害からの教育復興にかかわる予算の拡充を十分にはかること
- ・少人数学級や小学校高学年専科を実現するため、公立義務教育諸学校の教職員定数を改善する計画を早期に策定・実現すること
- ・保護者の教育費負担を軽減するために義務教育教科書無償制度を堅持すること
- ・現在の経済状況を鑑み、就学援助や奨学金事業にかかわる予算をさらに拡充すること
- ・安心して学校生活を送れるよう、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等相談体制を充実させるとともに多様な学びの場の充実を図り、誰もが学ぶことができる機会を保障すること。
- ・安全・安心で個別最適な学びを実現する施設環境の整備にむけ、バリアフリー化や、洋式・多目的トイレ、空調設備設置等の公立学校施設整備費を充実すること
- ・教育 DX を加速化し、GIGA スクール構想の着実な推進と、学校現場における校務の効率化や様々な課題に対応できる環境を整えること。

など

以上、昨今のさまざまな教育課題は、教育予算を十分に確保することにより、解決されるものが多くあります。

貴議会におかれましては、本陳情の趣旨についてご審議いただき、議決の上、政府及び関係行政官庁あてに意見書を提出していただきたくお願い申し上げます。

2024年5月15日

「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する陳情書

住 所 千葉市中央区中央 4-13-10 千葉県教育会館

団 体 名 子どもたちの豊かな育ちと学びを支援する教育関係団体千葉県連絡会

千葉県市町村教育委員会連絡協議会

千葉県都市教育長協議会

千葉県町村教育長協議会

千葉県PTA連絡協議会

千葉県小学校長会

千葉県中学校長会

千葉県公立学校教頭会

千葉県養護教諭会

千葉県学校事務研究協議会

千葉県学校栄養士会

千葉県高等学校長協会

千葉県特別支援学校長会

千葉県高等学校教頭・副校長協会

千葉県特別支援学校副校長・教頭会

千葉県退職校長会

千葉県公立学校事務長会

千葉県公立高等学校事務職員会

千葉県高等学校PTA連合会

千葉県退職教職員の会

千葉県退職女性教職員の会

千葉県教職員組合

会 長 田中 弘美

習志野市議会議長

佐々木 秀一 様



【陳情事項】

2025 年度予算編成にあたり「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」を貴議会において採択していただき、政府及び関係行政官庁あてに意見書をご提出いただきたくお願い申し上げます。

【陳情理由】

貴議会におかれましては、日ごろより学校教育への深いご理解とご配慮をいただき深く感謝申し上げます。

義務教育は、憲法の要請に基づき、子どもたち一人ひとりが国民として必要な基礎的資質を培うためのものです。教育の全国水準や機会均等を確保する義務教育の基盤づくりは、国の責務であり、そのために設けられたのが義務教育費国庫負担制度です。

しかし、かつては教材費、旅費、児童手当など多くの経費が対象となっていました。次第に対象から除外され給与費のみとなり、2005 年には給与費の負担割合が3分の1に縮減されてしまいました。

現在、地方自治体の状況は様々であり、子どもたちととりまく教育環境にも格差が生じています。

国民に等しく義務教育を保障するという観点からいえば、財政的に最低保障として下支えしている義務教育費国庫負担制度は必要不可欠です。この制度が廃止されたり、国の負担割合がさらに下げられたりした場合、義務教育の水準にさらに格差が生まれることは必至です。

学校の基幹職員である学校事務職員・学校栄養職員を含め、教職員の給与を義務教育費国庫負担制度から適用除外することは、「義務教育費国庫負担法」第一条に明記されている「教育の機会均等とその水準の維持向上」という目的に反するばかりでなく、財政負担を地方自治体に課し、厳しい地方財政をさらに圧迫するものです。また、義務教育の円滑な推進を阻害するおそれも出てきます。よって、私たちは義務教育費国庫負担制度の堅持を強く要望します。

貴議会におかれましては、本陳情の趣旨についてご審議いただき、議決の上、政府及び関係行政官庁あてに意見書を提出していただきたくお願い申し上げます。

習志野市議会議長 佐々木 秀一様

習志野演習場へのオスプレイ飛来及び訓練と

船橋市・八千代市・習志野市上空通過に反対する陳情書

2024年 5月24日

どこの空にもオスプレイはいらない@ナラシノ

代表 沖山 槇子

住所 習志野市秋津3-2-8-4

電話

【陳情趣旨】

陸上自衛隊のV22オスプレイが木更津駐屯地に2020年7月から配備され、最終的には17機が配備される計画で、近々すべてが配備完了になると発表されました。

2020年8月に北関東防衛局は関東一帯の上空で操縦訓練を行うことを想定していると発表しています。さらに防衛省は、「早朝・夜間・低空の飛行訓練なども、やむを得ず住宅地、病院などの上空を飛行する場合もあることをご理解いただきたい」と表明しています。木更津駐屯地のオスプレイはすでに近隣の各県の基地や演習場に飛行、訓練を行っています。私たちはなによりも木更津駐屯地が恒久的に訓練基地、整備基地として運用されることを強く危惧しています。

オスプレイは製造段階から欠陥機と言われ、何回も墜落事故や緊急着陸を繰り返しています。米軍のオスプレイは昨年11月に鹿児島県屋久島沖で墜落事故を起こし搭乗員8人全員が死亡しています。事故原因の究明がないまま訓練の再開を発表し、自衛隊も同様の対応をしています。米軍もオスプレイの度重なる事故で、2026年で製造を中止すると発表していますが、運用は継続するとも言っています。私たちは木更津駐屯地を起点とした訓練で習志野演習場が使用されるのを危惧しています。騒音等によって周辺住民の平穏な生活が奪われます。

習志野市、船橋市、八千代市の3市市長はオスプレイが3市市内いずれかの上空を通過する場合は、事前に防衛省から3市市議会及び地元住民に対し、オスプレイの飛来や運行のあり方、機体の安全性、生活環境への影響等について十分説明するよう、要請しています。議会から市長に対して以下の事項を要請して下さるよう陳情します。

【陳情事項】

1. オスプレイの訓練について、市として情報を収集し、市民に公開してください。
2. 防衛省に対して、習志野演習場でのオスプレイの降下訓練は行わないよう要請してください。



請願書

新型コロナ（mRNA タイプ）ワクチン接種記録の保管期限延長を求める請願

紹介議員

⑩

佐々木 秀一

令和 6 年 5 月 27 日

習志野市議会

議長 佐々木 秀一 様

請願者

住 所 習志野市大久保 4-7-10-105 号

ふりがな もちづき やすひろ

氏 名 望月 保宏



新型コロナ（mRNA タイプ）ワクチン接種記録の保管期限延長を求める請願

（要旨）

1. 新型コロナワクチンを始めとした mRNA タイプのワクチン接種記録を 7 年以上保管するように定める措置を行うこと
2. 千葉県市川市にあり、ワクチンの接種記録を 30 年保管する措置を行うこと

令和 6 年 6 月 7 日

一 次 訂 正

(詳細)

令和6年6月7日

ご訂正

市長

都道府県知事又は市町村長が予防接種を行ったときからその記録を法律で5年間保存しなければならないとされています。習志野市では、独自に7年間保存することになっていると保健担当の窓口で伺いました。

現在の定期接種が行われている不活性型のワクチンは、数十年という長年のデータ蓄積の上に、安全性と有効性が確認されたものばかりです。

一方で、mRNAタイプの新型コロナワクチンは、従来の不活性型ワクチンと異なり、遺伝子技術という新しい技術を導入したタイプであり、接種者への中長期的な影響についての知見は十分に蓄積されていません。将来、何らかの有害事象が起きた際、7年経過後には新型コロナワクチンを接種したかどうかの記録が残っていないということになり、医療訴訟において重要な証拠である接種記録を提出できなくなるおそれがあります。

そこで、新型コロナワクチンなどの新しい遺伝子技術を導入したワクチン接種を受ける市民の命を守り、将来に渡って責任を持つとの考えやリスクマネジメントの側面からも、接種記録を7年以上保管するように定める措置を習志野市において行うように強く求めます。

令和6年6月7日 訂正

2024年3月13日に厚生労働省の予防接種基本方針分科会¹⁾において、「予防接種記録の保管期間を現状の5年間から延長することが了承」され、国も予防接種記録の保管期間を延ばす方向にあります。さらに東京都小平市²⁾や千葉縣市川市³⁾では、新型コロナワクチン接種記録を独自に30年保管するという決定を行いました。この決定にならい、習志野市においても30年間記録を保管する決定を行うよう強く求めます。

1) https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_39385.html

2) <https://mainichi.jp/articles/20220921/k00/00m/040/127000c>

3) <https://www.city.ichikawa.lg.jp/cou01/kaigiroku0000445187.html#m06>

地方自治法第124条の規定により、上記のとおり請願します。

令和6年5月30日

習志野市市議会議員 佐々木秀一 様

住所 習志野市鷺沼3丁目5-31

氏名 廣瀬きみ子

電話番号

陳 情 書

鷺沼東跨線橋に関する陳情

陳情の趣旨

歩道の有る安全で安心な橋を、鷺沼東跨線橋の隣、幕張本郷駅よりに新設してください。

陳情の理由

- 1、鷺沼東跨線橋は、鷺沼小学校児童の通学路です。マンション建設計画によると、15階建てマンションが8棟建つ予定です。東西のマンション群に挟まれてしまい、ビル風等で、深刻な通学の危険が予想されます。鷺沼東跨線橋の改修に税金を無駄に投じるのではなく、安全で安心な通学ができるようにして下さい。

鷺沼東跨線橋の改修工事は、現況復帰予算(国の補助金)なので安全で安心な橋は望めません。現況のままです。税金を有効に使って下さい。

- 2、歩道の有る安全で安心な橋の新設と、鷺沼東跨線橋の現況復帰修理費が、習志野市は、ほぼ同じ負担金で済みます。(内訳別紙)

鷺沼東跨線橋の現況復帰修理費に45億円以上使う事について、税金の有効な使い方か、審議、協議、調査、精査して頂きたい。

- 3、この橋は、国道14号から、京成千葉線、総武線を跨ぎ、陸側の京成大久保駅、船橋市、八千代市に繋がる大切な橋です。

東北3・11地震の時、私は、西千葉にいました。渋滞が始まり、車は動かなくなりました。鷺沼に向かって歩いていると、幕張メッセ方面から、背広姿の若人達が、蟻のように、山側の農道を登って行きます。畑の先は線路で行き止まりです。津波を恐れ、皆、逃げていたのです。

千葉県は、海側の国道14号から、陸側へ逃げる道路が整備されていないのです。

京成大久保駅から、梅林園まで、出来上がっている都市計画道路3・4・11号線は、あと350mと橋を架ければ今頃は、出来上がっていました。習志野市は令和4年3月に廃止しました。(決定権者は、習志野市です。)

ここ鷺沼台4丁目は、農道で幅3m未満の道路です。幕張本郷駅も出来、急速に家が建ちました。救急車も、消防車も入れないところが有ります。初期消火の難しい街です。都市計画道路が出来れば、それも解消されると、期待をしていました。50年以上待ち望んだ、夢は、消されてしまいました。

- 4、国は、現況復帰補助金 JR 分で22億 2,175 万⁸8000円下さいました。

京成電鉄分は、未だこれからと、聞いています。~~それだけ~~税金を投入するのです。

習志野市の市議会議員の先生は現場を見て、採決に臨んでいるのでしょうか。派閥や難しいことを考えずに、習志野市を、千葉県を、日本をどうしたら良く出来るか、真剣に考えて頂きたいです。(現場をきちんと見て下さった先生もいます。)

5月30日
一筆訂正



このことについて、「JR 分は、議会を通過したので、これで決まりです。」とせず、これから議
会に提出される京成電鉄分も含め、審議、協議、精査、調査をして下さい。
この橋は、10 年先～50年先～未来に必要なものです。

以上

鹿瀬きみ子氏の公述

1. ランドセルを背負い、レインコートを着た、1年生が、風船のように浮く姿を想像し、足がすくみます。下は線路です。安全な橋を架けて下さい。ビル風の安全な数値目標を出して下さい。

南側のマンションは4階ぐらい、北側は7階ぐらいにして下さい。人口密度が高すぎます。

線路の北側に住む人は、風、太陽、景観を失う。景観条例を希望します。

築50年経つ、高齢化したマンションの空き家は、怖いです。子供や孫に、あの景色は、嫌です。

2. 千葉市からの道路がブツンと切れている。

・駅から阿武松部屋の近く。区画整理地の都市計画道路に繋げるべきです。

・駅から幕張年金事務所前。(野村不動産は、「通路として使用させます。」と言いますが、道路とすべきです。)

・区画整理地の山の周りを遊歩道で整備してください。整理地以外は、地権者で無く、習志野市で整備すべきです。

・鷺沼東跨線橋は、消防車も、救急車も通れません。隣に修理でなく、歩道の有る安全な橋を新設しましょう。マンションが建つ前の、今なら、間に合います。

内部

都市計画道路

3・4・11 号線(梅林園～14号国道迄)安全で安心な橋

京成線及び JR 総武線を跨ぐ橋の整備と併せて梅林園迄の区間の住宅移転の整備、全体事業費約110億円

(国 5・5/10、県 2・25/10、市 2・25/10)補助金を組合に支払う事が出来る。

(国補助金、60億5000万円、県補助金、24億7500万円、市単独費24億7500万円)

鷺沼東跨線橋

国からの補助金5・5/10は、現況復帰予算の為、補修工事のみ。50年経ち、錆びてボロボロの橋の補修工事。救急車も、消防車も渡れない。現況のままである。

(国 5・5/10 県0% 市 4・5/10)

JR 分 補修費 : 40億 3,956 万 1,000 円

国補助金 : 22億 2,175 万 8,000 円

県 : 0円

市単独費 : 18億 1,780 万 3,000 円

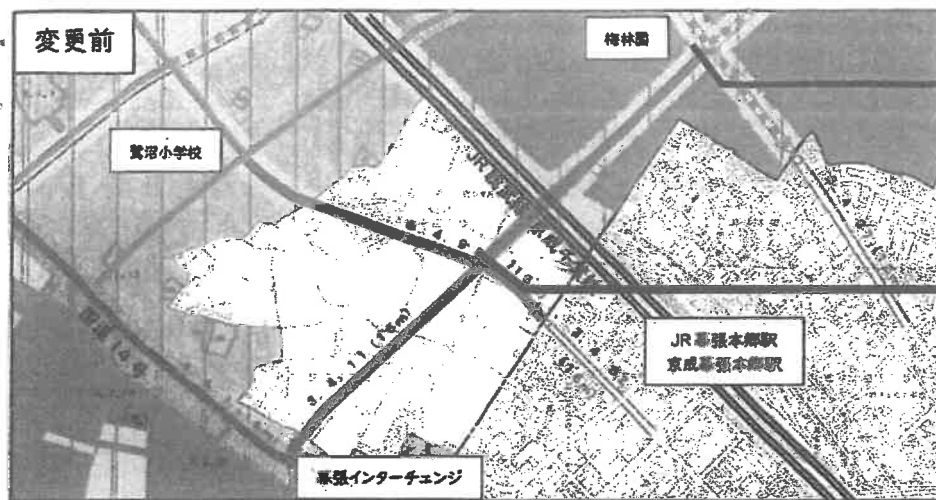
京成分予定 補修費5億円(国補助金、2億7500万円、県0円、市負担2億2500万円)

事業費約45億円(国補助金24億7500万円、県補助金0円、市単独費20億2500万円)

習志野市は、差額4億 5,000 万円多く支払う事により、歩道のある安全な橋が架ける事ができたのに、なぜ廃止したのか？マンションが建つ前なら、まだ間に合います。

5月30日
一字訂正

5月30日
一字訂正

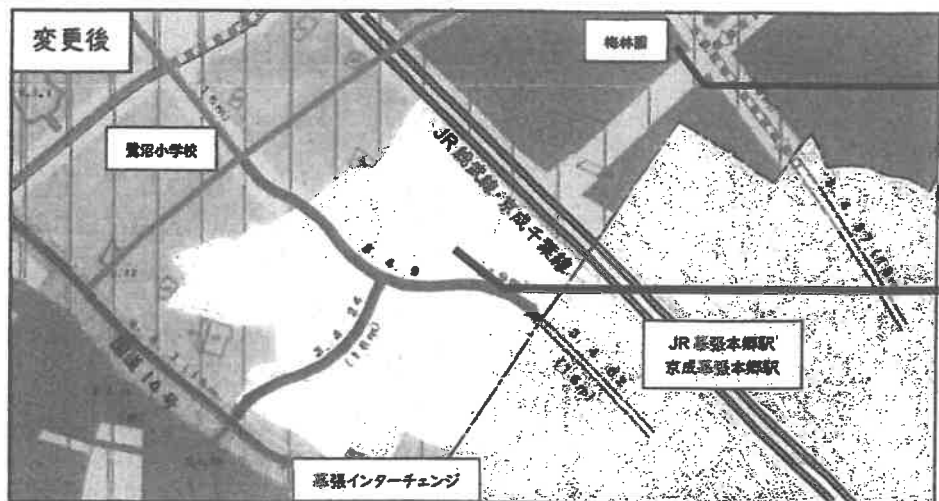


計画の見直しにより
この区間の計画が廃止に

梅林園から線路を越えて
14号方面にはつながらない

変更前 ↑

変更後 →



都市計画道路 3・4・11 号線は総距離 2.3 キロメートル余りですが、この道路は、京成大久保駅からは駅を迂回しつつも三山方面につながる道路に接続し、内陸部と湾岸部をつなぐ主要な道路のひとつとなります。

図は習志野市役所よりの連絡文書「都市計画の変更について（お知らせ）」（令和 3 年 10 月吉日）の別紙から引用

増え続ける生活保護の不正受給未納に対応するため、生活相談課に警察OBの配置を検討することを求める陳情

【陳情趣旨】

危惧していた通り令和4年5月に千葉市の男性が、さらに誠に残念ながら同年11月には習志野市からも生活保護の不正受給による逮捕者（男）が発現してしまいました。この事（習志野市民の逮捕）に関する市長コメント（別紙1）を念頭に本陳情を提出します。

さて、生活保護法78条を適用された本市の不正受給未納は、この5年間も毎年悪化（増加）を続けており、金額ベース（令和4年度末と平成30年度末比較）でいうと、約4050万円増加（約1億4297万—約1億0248万）、増加率は+約40%もありまた、不正受給未納世帯数も+約27%（119÷94）とほぼ同様の惨状を呈しています。*別紙2参照

不正受給未納を外国人（準用を受けた保護受給者）と日本人（権利を行使した保護受給者）別にみると、外国人は世帯数ベース（令和4年度末と平成30年度末比較）でいうと約450%（9÷2）、日本人は約120%（110÷92）と外国人の不正受給未納世帯が激増しています。

*別紙2参照

不正受給未納世帯を個別にみるとA世帯のように700万円以上の不正受給を行い、発覚後約12年半の間に返還したのは約26万円（返還率約3.7%）しかなく、返還状況から推すとお亡くなりになるまでに完納できる可能性はかなり低いと心配されます。*別紙4参照 3 一字部正
また、I世帯とM世帯は未納残額が0（ゼロ）となっていますが決して完納したものではなく、1円も返還することなく死亡してしまった為、不納欠損処理（市による債権放棄）したものです。

*別紙3, 4, 5参照

他にもR元—①世帯のように約1075万円もの不正受給、R元—②世帯のように2件重ねて約441万円もの不正受給をし、これら世帯も発覚後1円も返還しておりません。*別紙6参照

さらに令和元年度から同4年度にかけて発見（発覚）された各年度新規未納額ワースト5世帯、合計20世帯を見ると不正受給を開始してから発見（発覚）するまでに2年以上を要している世帯も少なくありません。毎年このような状態では令和5年度や今現在も発見（発覚）されていないだけで不正受給を行っている者がいるのではないかと疑念を持たざるを得ません。

*別紙6, 7, 8, 9参照

これ等の数値を見るにつけ当局（生活相談課等）のご苦勞に心を痛めております。但し、努力を重ね不正受給を何とか発見（発覚）はしているものの、それを返還させる事はおぼつかない、という厳しい現実を指摘せざるを得ません。現状では当局は市民からの信頼は得られないのではないのでしょうか。

この様な中で不正受給未納最高額世帯と思料されるR元—①世帯はその状況（生死、居所等習志野市
「不明」（いわゆるロスト）となるなど当局として大失態を演じてもいます。*別紙6参照 議会事務局
収 6.5.30
第 1-9 号

＊令和6年5月28日現在も「不明」との事ですが、仮に詐欺等で逮捕、服役中等であってもまた刑期満了し出所したとしても行った不正受給の返還義務は免除されません。細部は市役所発行の「不正受給とならないために」という表題のしおり等をご確認ください。

しおり等は市のホームページからもご覧になれます。日本語版をはじめ朝鮮語、中国語、英語、スペイン語の5か国語に対応。日本語版は漢字が読めないまたは読み辛い方等のために“ふりがな”もふってあります。

当局は事実上の債権者である納税者（一般市民）への責務として法務省（裁判所、刑務所等）や警察等へ照会を行いその状況を把握し、生きているならば債務承認書への署名要請や返還要請、督促等を行うことが最低限求められる筈です。現状ではこれらを怠っている可能性が否定出来ません。

習志野市の不正受給者の逮捕を受け令和4年11月21日付で市が公表した「【報道リリース】生活保護費不正受給事件について」の下段市長のコメントには「本市においては、課税所得額と収入申告額の突合を確実に実施することなどにより不正受給の防止及び早期発見に取り組んできたところですが、結果としてその悪質性により、受給者への刑事告訴に踏み切り、逮捕に至ったものです。今後とも、生活保護の適正な運営を図り、生活保護制度の信頼性を向上するために、不正受給に対して厳正に対処してまいります。」とあります。＊別紙1参照

R6.5.30 一字追加

上記の「返還がおぼつかい^な状況（事例）」の改善や市長のコメントを実現するためには現在の当局の体制では残念ながら無理があると云わざるを得ません。そこで全国の一部の自治体で既に導入されている、当局に警察OBを配置することをご検討ください。

〔当局から受領した情報等（公文書）9枚（すべて陳情趣旨の本文です）〕

＊手書き部分については陳情人による加筆です。また、黄色でマークした部分は特に参照ください。

- ・（別紙1）生活保護費不正受給事件について（市長のコメント）
- ・（別紙2）外国人世帯、日本人世帯別不正受給未納状況及び保護状況
- ・（別紙3、4、5）平成29年度末時点での高額不正受給世帯

（要返還金200万円以上＝ワースト15世帯）

＊過年度返還状況等内訳はAHIJKLM世帯のみ抜粋

- ・（別紙6）令和元年度中に新たに発覚した不正受給世帯（要返還金額ワースト5）
＊過年度返還状況等内訳はR元－①, R元－②（ワースト2世帯）のみ抜粋
- ・（別紙7）令和2年度中に新たに発覚した不正受給世帯（要返還金額ワースト5）
＊過年度返還状況等内訳はR2－①, R2－②（ワースト2世帯）のみ抜粋
- ・（別紙8）令和3年度中に新たに発覚した不正受給世帯（要返還金額ワースト5）
＊過年度返還状況等内訳はR3－①, R3－②（ワースト2世帯）のみ抜粋
- ・（別紙9）令和4年度中に新たに発覚した不正受給世帯（要返還金額ワースト5）
＊過年度返還状況等内訳はR4－①～④まで（ワースト4世帯）のみ抜粋

【陳情項目】

表題の通りです。

補足しますと、毎年増加（悪化）を続ける不正受給未納に対し、これが市長コメントを実現し、加えて未納のまま死んでしまい、不納欠損処理されるという最悪の屈辱、汚点等を防ぎ、ひいては不正受給未納世帯をも救う最も有効な手段のひとつと考えております。

令和6年5月30日

習志野市鷺沼台4-7-62

緒方直行

習志野市議会議長 佐々木 秀一 様



生活保護費不正受給事件について

本市で生活保護費を受給していた者が、収入を隠して生活保護費を不正受給していたとして、詐欺容疑で逮捕されました。

本事件については、本市で調査を行った結果不正受給であると判断し、習志野警察署に相談の上、刑事告訴していたものです。

1. 逮捕された元受給者 : 57歳 男性
2. 逮捕日 : 令和4年11月21日(月)
3. 逮捕に至る経過 :
 - 平成24年8月 生活保護開始。
 - 平成29年6月 収入申告額に疑義が生じ調査開始。
 - 令和元年12月 生活保護廃止。
 - 令和3年9月14日 不正受給と判断し習志野警察署に刑事告訴。
4. 逮捕の内容
 - 被疑者は就労により得た収入について虚偽の申告を行い、
 - 生活保護費1,638,884円を不正に受給した。

《宮本泰介市長コメント》

本市においては、課税所得額と収入申告額の突合を確実に実施することなどにより不正受給の防止及び早期発見に取り組んできたところですが、結果としてその悪質性により、受給者への刑事告訴に踏み切り、逮捕に至ったものです。

今後とも、生活保護の適正な運営を図り、生活保護制度の信頼性を向上するために、不正受給に対して厳正に対処してまいります。

問い合わせ先
健康福祉部 生活相談課
電話 : 047-453-9205

外国人世帯、日本人世帯別不正受給未納状況及び保護状況表

	H30年度末 (R元年度へ繰越分)	R元年度末 (R2年度へ繰越分)	R2年度末 (R3年度へ繰越分)	R3年度末 (R4年度へ繰越分)	R4年度末 (R5年度へ繰越分)
外国人世帯 (世帯主が外国籍)	2世帯 (フィリピン2) 981,731円	4世帯 (フィリピン3、ペルー) 1,983,676円	7世帯 (フィリピン3、ペルー1、 ブラジル1、韓国2) 2,285,083円	9世帯 (フィリピン5、ペルー1、 ブラジル1、韓国2) 3,956,913円	9世帯 (フィリピン6、ペルー1、 ブラジル1、韓国1) 4,202,596円
日本人世帯	92世帯 101,507,929円	95世帯 115,721,796円	101世帯 126,226,864円	102世帯 135,121,415円	110世帯 138,770,745円
合計	94世帯 (保護 43世帯、廃止 51世 帯) 102,489,660円	99世帯 (保護 47世帯、廃止 52世 帯) 117,705,472円	108世帯 (保護 51世帯、廃止 57世 帯) 128,511,947円	111世帯 (保護61世帯、廃止50世帯) 139,078,328円	119世帯 (保護67世帯、廃止52世帯) 142,973,341円

※(上段)不正受給未納世帯数 (下段)不正受給未納額
※未納世帯数、未納額は過去からの累計数
※R元年度より増加したフィリピン世帯は日本人配偶者の死去により、世帯主がフィリピン人に変更したため。
その他の増加(フィリピン2、ペルー1、ブラジル1、韓国2)は各年度新規発生分。

年度別不納欠損(不正受給)金額

H26年度	8世帯 6,240,063円	日本人世帯 7世帯 4,525,938円 外国人世帯 1世帯(フィリピン) 1,714,125円	金銭債権の消滅時効による (地方自治法第236条)
H27年度	4世帯 6,309,116円	日本人世帯 4世帯 6,309,116円	金銭債権の消滅時効による (地方自治法第236条)
H28年度	4世帯 4,037,982円	日本人世帯 4世帯 4,037,982円	金銭債権の消滅時効による (地方自治法第236条)
H29年度	1世帯 395,072円	日本人世帯 1世帯 395,072円	金銭債権の消滅時効による (地方自治法第236条)
H30年度	5世帯 1,074,072円	日本人世帯 5世帯 1,074,072円	金銭債権の消滅時効による (地方自治法第236条)
R元年度	5世帯 1,805,586円	日本人世帯 5世帯 1,805,586円	金銭債権の消滅時効による (地方自治法第236条)
R2年度	9世帯 6,432,058円	日本人世帯 9世帯 6,432,058円	金銭債権の消滅時効による (地方自治法第236条)
R3年度	2世帯 1,755,631円	日本人世帯 2世帯 1,755,631円	金銭債権の消滅時効による (地方自治法第236条)
R4年度	2世帯 2,481,662円	日本人世帯 2世帯 2,481,662円	金銭債権の消滅時効による (地方自治法第236条)

H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度
43世帯 96,538,707円	47世帯 102,465,923円	50世帯 102,140,980円	53世帯 112,560,982円	61世帯 113,296,034円
1,712世帯 3,442,207,747円	1,726世帯 3,558,912,658円	1,775世帯 3,666,477,126円	1,792世帯 3,529,470,455円	1794世帯 3,651,542,976円
1,755世帯 3,538,746,454円	1,773世帯 3,661,378,581円	1,825世帯 3,768,618,106円	1,845世帯 3,642,031,437円	1,855世帯 3,764,839,010円

※(上段)世帯数 (下段)保護費
※世帯数は各年度末時点
※保護費は年間の支給総額

(別紙3)

平成29年度末時点生活保護法第78条徴収金未納者の令和5年7月末状況

単位 (円)

平成29年度末		令和5年7月末						
世帯数	未納額	H30年度返還額	R1年度返納額	R2年度返納額	R3年度返納額	R4年度返納額	R5年度中返納額	未納残額
15世帯 (日本15)	49,299,107	554,000	610,500	658,500	490,000 不納欠損2,567,829円	1,086,000	164,000 不納欠損2,023,465円	41,144,813

(内訳)

単位 (円)

平成29年度末		令和5年7月末						
世帯	未納額	H30年度返還額	R1年度返納額	R2年度返納額	R3年度返納額	R4年度返納額	R5年度中返納額	未納残額
A世帯	6,935,500	12,000	16,500	16,500	18,000	18,000	6,000	6,848,500
B世帯	6,605,000	0	60,000	60,000	55,000	0	0	6,430,000
C世帯	4,513,846	240,000	240,000	240,000	240,000	240,000	80,000	3,233,846
D世帯	3,542,016	26,000	24,000	20,000	16,000	576,000	20,000	2,860,016
E世帯	3,428,295	0	0	0	0	0	0	3,428,295
F世帯	3,227,060	20,000	0	0	15,000	100,000	10,000	3,082,060
G世帯	2,775,679	0	0	0	0	0	0	2,775,679
H世帯	2,618,803	0	10,000	70,000	60,000	60,000	20,000	2,398,803
I世帯	2,567,829	0	0	0	0	0	0	0
J世帯	2,480,000	0	0	0	50,000	60,000	20,000	2,350,000
K世帯	2,377,660	0	0	0	0	0	0	2,377,660
L世帯	2,166,350	16,000	20,000	32,000	36,000	32,000	8,000	2,022,350
M世帯	2,023,465	0	0	0	0	0	0	0
N世帯	2,020,000	0	0	0	0	0	0	2,020,000
O世帯	2,017,604	240,000	240,000	220,000	0	0	0	1,317,604

単位 (円)

A			
	年度当初額	返還額	年度末未納額
平成23年度	7,114,718	34,718	7,080,000
平成24年度	7,080,000	5,000	7,075,000
平成25年度	7,075,000	26,000	7,049,000
平成26年度	7,049,000	34,000	7,015,000
平成27年度	7,015,000	32,000	6,983,000
平成28年度	6,983,000	29,000	6,954,000
平成29年度	6,954,000	18,500	6,935,500
平成30年度	6,935,500	12,000	6,923,500
令和元年度	6,923,500	16,500	6,907,000
令和2年度	6,907,000	16,500	6,890,500
令和3年度	6,890,500	18,000	6,872,500
令和4年度	6,872,500	18,000	6,854,500
令和5年度	6,854,500	6,000	6,848,500

性別	女
状況	存命
不正受給開始年月	H19.11
最終不正受給年月	H22.10
完済見込時期	未定

(別添4)

平成29年度末時点生活保護法第78条徴収金未納者の令和5年7月末状況

単位 (円)

H 2件			
	年度当初額	返還額	年度末未納額
平成27年度	1,440,665	0	1,440,665
平成28年度	2,628,803	10,000	2,618,803
平成29年度	2,618,803	0	2,618,803
平成30年度	2,618,803	0	2,618,803
令和元年度	2,618,803	10,000	2,608,803
令和2年度	2,608,803	70,000	2,538,803
令和3年度	2,538,803	60,000	2,478,803
令和4年度	2,478,803	60,000	2,418,803
令和5年度	2,418,803	20,000	2,398,803

性別	女
状況	存命
1件目	
不正受給開始年月	H25.5
最終不正受給年月	H26.9
完済見込時期	未定
2件目	
不正受給開始年月	H26.10
最終不正受給年月	H28.6
完済見込時期	未定

単位 (円)

I ※自己破産により徴収権消滅 (R3.4.1不納欠損)			
	年度当初額	返還額	年度末未納額
平成23年度	2,567,829	0	2,567,829
平成24年度	2,567,829	0	2,567,829
平成25年度	2,567,829	0	2,567,829
平成26年度	2,567,829	0	2,567,829
平成27年度	2,567,829	0	2,567,829
平成28年度	2,567,829	0	2,567,829
平成29年度	2,567,829	0	2,567,829
平成30年度	2,567,829	0	2,567,829
令和元年度	2,567,829	0	2,567,829
令和2年度	2,567,829	0	2,567,829
令和3年度	2,567,829	0	0

性別	男
状況	H29死亡
不正受給開始年月	保存期間経過
最終不正受給年月	保存期間経過
完済見込時期	不納欠損

単位 (円)

J			
	年度当初額	返還額	年度末未納額
平成29年度	2,509,187	29,187	2,480,000
平成30年度	2,480,000	0	2,480,000
令和元年度	2,480,000	0	2,480,000
令和2年度	2,480,000	0	2,480,000
令和3年度	2,480,000	50,000	2,430,000
令和4年度	2,430,000	60,000	2,370,000
令和5年度	2,370,000	20,000	2,350,000

性別	女
状況	存命
不正受給開始年月	H27.3
最終不正受給年月	H28.6
完済見込時期	未定

(別紙5)

平成29年度末時点生活保護法第78条徴収金未納者の令和5年7月末状況

単位 (円)

K			
	年度当初額	返還額	年度末未納額
平成26年度	3,047,660	220,000	2,827,660
平成27年度	2,827,660	180,000	2,647,660
平成28年度	2,647,660	180,000	2,467,660
平成29年度	2,467,660	90,000	2,377,660
平成30年度	2,377,660	0	2,377,660
令和元年度	2,377,660	0	2,377,660
令和2年度	2,377,660	0	2,377,660
令和3年度	2,377,660	0	2,377,660
令和4年度	2,377,660	0	2,377,660
令和5年度	2,377,660	0	2,377,660

性別	男
状況	存命
不正受給開始年月	H24.9
最終不正受給年月	H24.12
完済見込時期	未定

単位 (円)

L			
	年度当初額	返還額	年度末未納額
平成27年度	2,266,350	20,000	2,246,350
平成28年度	2,246,350	60,000	2,186,350
平成29年度	2,186,350	20,000	2,166,350
平成30年度	2,166,350	16,000	2,150,350
令和元年度	2,150,350	20,000	2,130,350
令和2年度	2,130,350	32,000	2,098,350
令和3年度	2,098,350	36,000	2,062,350
令和4年度	2,062,350	32,000	2,030,350
令和5年度	2,030,350	8,000	2,022,350

性別	女
状況	存命
不正受給開始年月	H23.12
最終不正受給年月	H25.11
完済見込時期	未定

単位 (円)

M ※R5.4.1不納欠損			
	年度当初額	返還額	年度末未納額
平成29年度	2,023,465	0	2,023,465
平成30年度	2,023,465	0	2,023,465
令和元年度	2,023,465	0	2,023,465
令和2年度	2,023,465	0	2,023,465
令和3年度	2,023,465	0	2,023,465
令和4年度	2,023,465	0	2,023,465
令和5年度	2,023,465	0	0

性別	男
状況	H30死亡
不正受給開始年月	H28.1
最終不正受給年月	H29.8
完済見込時期	不納欠損

(8146)

令和5年10月27日

習志野市役所健康福祉部生活相談課

令和元年度発生生活保護法第78条徴収金未納者の令和5年9月末状況

単位 (円)

令和元年度末		令和5年9月末					
世帯数	未納額	R1年度返納額	R2年度返納額	R3年度返納額	R4年度返納額	R5年度中返納額	未納残額
5世帯 (日本5)	17,649,974	40,000	200,000	250,000	240,000	120,000	16,839,974

(内訳)

単位 (円)

令和元年度末		令和5年9月末					
世帯	未納額	R1年度返納額	R2年度返納額	R3年度返納額	R4年度返納額	R5年度中返納額	未納残額
R元-①世帯	10,744,945	0	0	0	0	0	10,744,945
R元-②世帯	4,410,380	0	0	0	0	0	4,410,380
R元-③世帯	1,063,277	40,000	200,000	240,000	240,000	120,000	263,277
R元-④世帯	774,800	0	0	0	0	0	774,800
R元-⑤世帯	656,572	0	0	10,000	0	0	646,572

単位 (円)

R元-①			
	年度当初額	返還額	年度末未納額
令和元年度	10,744,945	0	10,744,945
令和2年度	10,744,945	0	10,744,945
令和3年度	10,744,945	0	10,744,945
令和4年度	10,744,945	0	10,744,945
令和5年度	10,744,945	0	10,744,945

性別	男
状況	不明
不正受給開始年月	平成26年12月
最終不正受給年月	令和元年11月
完済見込時期	未定

※

単位 (円)

R元-② 2件			
	年度当初額	返還額	年度末未納額
令和元年度	4,410,380	0	4,410,380
令和2年度	4,410,380	0	4,410,380
令和3年度	4,410,380	0	4,410,380
令和4年度	4,410,380	0	4,410,380
令和5年度	4,410,380	0	4,410,380

性別	男
状況	存命
1件目	
不正受給開始年月	平成26年6月
最終不正受給年月	平成26年6月
完済見込時期	未定
2件目	
不正受給開始年月	平成26年7月
最終不正受給年月	平成30年7月
完済見込時期	未定

※

※ 発見から2年以上要した世帯

・約1年前に受領した資料では「存命」となっていました。

(別表7)

令和5年10月27日

習志野市役所健康福祉部生活相談課

令和2年度発生生活保護法第78条徴収金未納者の令和5年9月末状況

単位 (円)

令和2年度末		令和5年9月末				
世帯数	未納額	R2年度返納額	R3年度返納額	R4年度返納額	R5年度中返納額	未納残額
5世帯 (日本5)	12,281,347	475,072	160,000	260,000	90,000	11,771,347

(内訳)

単位 (円)

令和2年度末		令和5年9月末				
世帯	未納額	R2年度返納額	R3年度返納額	R4年度返納額	R5年度中返納額	未納残額
R2-①世帯	4,246,963	172,072	70,000	60,000	0	4,116,963
R2-②世帯	2,513,057	20,000	40,000	140,000	60,000	2,273,057
R2-③世帯	2,048,992	0	0	0	0	2,048,992
R2-④世帯	1,956,101	10,000	50,000	60,000	30,000	1,816,101
R2-⑤世帯	1,516,234	273,000	0	0	0	1,516,234

単位 (円)

R2-①			
	年度当初額	返還額	年度末未納額
令和2年度	4,419,035	172,072	4,246,963
令和3年度	4,246,963	70,000	4,176,963
令和4年度	4,176,963	60,000	4,116,963
令和5年度	4,116,963	0	4,116,963

性別	男
状況	存命
不正受給開始年月	H30.8
最終不正受給年月	R2.9
完済見込時期	未定

0/0

単位 (円)

R2-②			
	年度当初額	返還額	年度末未納額
令和2年度	2,533,057	20,000	2,513,057
令和3年度	2,513,057	40,000	2,473,057
令和4年度	2,473,057	140,000	2,333,057
令和5年度	2,333,057	60,000	2,273,057

性別	男
状況	存命
不正受給開始年月	H29.12
最終不正受給年月	R1.9
完済見込時期	未定

※ 発覚後2年以上要した世帯

(別紙)

令和5年10月27日

習志野市役所健康福祉部生活相談課

令和3年度発生生活保護法第78条徴収金未納者の令和5年9月末状況

単位 (円)

令和3年度末		令和5年9月末			
世帯数	未納額	R3年度返納額	R4年度返納額	R5年度中返納額	未納残額
5世帯 (日本5)	12,657,934	135,000	178,890	65,000	12,414,044

(内訳)

単位 (円)

令和3年度末		令和5年9月末			
世帯	未納額	R3年度返納額	R4年度返納額	R5年度中返納額	未納残額
R3-①世帯	5,763,890	0	23,890	0	5,740,000
R3-②世帯	3,037,406	0	0	0	3,037,406
R3-③世帯	1,382,076	0	0	0	1,382,076
R3-④世帯	1,386,002	35,000	35,000	5,000	1,346,002
R3-⑤世帯	1,088,560	100,000	120,000	60,000	908,560

単位 (円)

R3-①			
	年度当初額	返還額	年度末未納額
令和3年度	5,763,890	0	5,763,890
令和4年度	5,763,890	23,890	5,740,000
令和5年度	5,740,000	0	5,740,000

性別	男
状況	存命
不正受給開始年月	H28.9
最終不正受給年月	R3.2
完済見込時期	未定

単位 (円)

R3-② 2件			
	年度当初額	返還額	年度末未納額
令和3年度	3,037,406	0	3,037,406
令和4年度	3,037,406	0	3,037,406
令和5年度	3,037,406	0	3,037,406

性別	男
状況	不明
1件目	
不正受給開始年月	R2.10
最終不正受給年月	R2.12
完済見込時期	未定
2件目	
不正受給開始年月	R2.3
最終不正受給年月	R3.5
完済見込時期	未定

※ 完済まで2年以上要した世帯

(8149)

令和5年10月27日

習志野市役所健康福祉部生活相談課

令和4年度発生生活保護法第78条徴収金未納者の令和5年9月末状況

単位 (円)

令和4年度末		令和5年9月末		
世帯数	未納額	R4年度返納額	R5年度中返納額	未納残額
5世帯 (日本5)	7,869,612	120,000	90,000	7,779,612

(内訳)

単位 (円)

令和4年度末		令和5年9月末		
世帯	未納額	R4年度返納額	R5年度中返納額	未納残額
R4-①世帯	1,888,954	0	0	1,888,954
R4-②世帯	1,618,907	0	0	1,618,907
R4-③世帯	1,602,188	120,000	90,000	1,512,188
R4-④世帯	1,472,381	0	0	1,472,381
R4-⑤世帯	1,287,182	0	0	1,287,182

単位 (円)

R4-①			
	年度当初額	返還額	年度末未納額
令和4年度	1,888,954	0	1,888,954
令和5年度	1,888,954	0	1,888,954

性別	男
状況	存命
不正受給開始年月	R3.1
最終不正受給年月	R4.9
完済見込時期	未定

単位 (円)

R4-②			
	年度当初額	返還額	年度末未納額
令和4年度	1,618,907	0	1,618,907
令和5年度	1,618,907	0	1,618,907

性別	女
状況	存命
不正受給開始年月	R3.2
最終不正受給年月	R4.5
完済見込時期	未定

単位 (円)

R4-③			
	年度当初額	返還額	年度末未納額
令和4年度	1,722,188	120,000	1,602,188
令和5年度	1,602,188	90,000	1,512,188

性別	女
状況	存命
不正受給開始年月	R2.12
最終不正受給年月	R3.11
完済見込時期	未定

単位 (円)

R4-④			
	年度当初額	返還額	年度末未納額
令和4年度	1,472,381	0	1,472,381
令和5年度	1,472,381	0	1,472,381

性別	男
状況	存命
不正受給開始年月	R3.1
最終不正受給年月	R3.12
完済見込時期	未定

現行の健康保険証を残すことを国に要望することを求める陳情

2024年5月30日

習志野市議会議長 佐々木 秀一 様

社会保障推進習志野市協議会

習志野市東習志野 4-9-31

会長 市川 寿子

陳情の趣旨

政府は現行の健康保険証を、ことし12月2日で廃止することを決め、マイナンバーカードへの一本化をすすめています。しかし、厚生労働省の最新の調査(5月14日)でも利用率は6.56%。過去最高の利用率といいますが、1年間でわずか0.26%しか増えていません。90%以上がマイナ保険証ではなく、現行の紙の保険証で医療機関を受診しているのが現状です。

そのため厚労省は5~7月を「利用促進集中月間」と位置づけ、利用を増やした医療機関への財政優遇や関係団体の表彰などキャンペーンを繰り広げています。河野デジタル大臣にいたっては、マイナ保険証での受付ができない医療機関を「通報」するよう、自民党の国会議員によびかけています。

もともと誤登録や情報漏えい、「資格無効」と表示される等、マイナ保険証での受診によるトラブルが続出し、多くの患者・国民が不安を抱えているのが原因です。

そのうえオンラインでしか利用できないため、能登半島地震のときは全く役に立ちませんでした。災害時に通信インフラがダウンすると使えないのです。現行の保険証には、健康保険の種類や名前など医療機関に必要な情報がすべて記載されており、電気や通信インフラが不通でも利用できます。

高齢者施設では現在、入居者の保険証を施設が預かり、管理(83.6%)しています。高齢者の医療機関への受診が多いからです。

ところがマイナ保険証になると「暗証番号紛失時の責任が重い」と施設の94%が「管理できない」と回答しています(いずれも全国保団連調べ)。

健康保険証が廃止されれば、マイナンバーカードを持たない人は公的保険診療から遠ざけられる結果となりかねず、国民皆保険制度の下で守られている国民のいのちと健康が脅かされます。

国民も、患者も、医療機関も望んでいないマイナンバーカードとの一体化はただちにやめて、現行の健康保険証を残して下さい。

以上の理由により、下記の項目について陳情します。

陳情事項

現行の健康保険証を残すことを国に要望することを求めます。

